葛飾区情報提供

News Release

ニュースリリース

令和８年 11 月 25 日

令和７年 11 月９日執行　葛飾区議会議員選挙に係る当選の効力に関する決定について

１　概要

葛飾区選挙管理委員会は、令和７年 11 月９日執行の葛飾区議会議員選挙について、申出人平光　ゆきみ　氏（申出人）から令和７年 11 月 22 日に提出された公職選挙法に基づく当選の効力に関する異議申出を受理し、審理を行いました。

その結果、当選人　菅野　勇人　氏（当選人）について、選挙期日前３か月間、引き続き葛飾区内に住所（生活の本拠）を有し、被選挙権の住所要件を満たしていたと判断し、本件異議申出を棄却する決定を行いました。

２　決定の内容

本件異議申出を棄却する。

３　判断理由の要点

本委員会は、令和７年８月９日～11 月９日（本件期間）において、当選人の「生活の本拠」が葛飾区内にあったかを、賃貸借契約、公共料金の使用状況、家財の運搬、買い物や移動の状況、当選人の供述等から総合的に判断しました。

本件期間の始期である令和７年８月９日時点では、葛飾区東新小岩の前住所地について、賃貸借契約、７月及び８月分の賃料支払、住居設備並びに寝起きしていたとの供述が確認されました。これらを併せて検討し、同日時点の生活の本拠は前住所地にあったと認定しました。

葛飾区高砂の本件住所地については、令和７年７月 24 日の家財 42 点の搬入、住民票等の記載、電気・ガス・水道の継続的な使用及び葛飾区内での購買状況が確認されました。当選人の供述とこれらの客観資料を照合した結果、生活の本拠は８月下旬から本件住所地に移行したものと認定しました。

荒川区の旧住所地では電気・ガス・水道の使用が認められましたが、家財の移動、水道使用量の減少、令和７年８月８日以降に旧住所地周辺での購買実績が確認されないこと、退去準備等に関する説明を総合し、同所は本件期間における一般的生活及び全生活の中心ではなかったと判断しました。

以上から、当選人の生活の本拠は、本件期間の始期には前住所地に、その後は本件住所地にあり、いずれも葛飾区内に存していたものと認めました。生活の本拠の移行前後を通じて葛飾区内の住所の継続性は失われておらず、被選挙権の住所要件を満たしていたため、当選無効を求める異議申出を棄却しました。

４　今後の手続（教示）

この決定に不服があるときは、この決定書を受け取った日又は公職選挙法第 215 条の規定による告示の日から 21 日以内に、東京都選挙管理委員会へ審査を申し立てることができます。

（参考：別紙「選挙争訟の流れ」）

５　問い合わせ先

葛飾区選挙管理委員会事務局

葛飾区情報提供

別紙

選 挙 争 訟 の 流 れ

選挙執行日（11月９日）	選挙の効力異議申出期限＝11月25日
当選人の告示（11月10日）	当選の効力異議申出期限＝11月25日
⇩	
申出人	法202条①（選挙の効力）⇒選挙の日から14日以内
⇩	法206条①（当選の効力）⇒告示の日から14日以内
異議申出	※ただし、法270条の３により、行政機関の休日に関する法律
⇩	第２条本文及び地方自治法第４条の２第４項本文が適用される。
区選管	法213条⇒申出を受けた日から30日以内（努力規定）
⇩	
決定/決定書の要旨の告示	
（決定に不服）	
⇩	
申立人	法202条②（選挙の効力）⇒交付日又は告示日から21日以内
⇩	法206条②（当選の効力）⇒交付日又は告示日から21日以内
審査申立	
⇩	
都選管	法213条⇒申立を受けた日から60日以内（努力規定）
⇩	
裁決/裁決書の要旨の告示	
（裁決に不服）	
⇩	
原告	法第203条①（選挙の効力）⇒交付日又は告示日から30日以内
⇩	法第207条①（当選の効力）⇒交付日又は告示日から30日以内
訴訟提起	
⇩	
高等裁判所	法213条⇒事件を受理した日から100日以内（努力規定）
⇩	
判決	